議題内容

指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について

１　対象条例

⑴　春日井市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 24 年条例第 40 号）

⑵　春日井市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成 24 年条例第 41 号）

２　改正内容

　　サービスの利用にあたり、原則として春日井市への転入届出日又は春日井市の被保険者となってから３か月を経過する必要があるとするもの。

ただし、特別の事情があり、春日井市へ申立書を提出し市長の承認を得たときはこの限りではないとするもの。

３　対象サービス（入居系）

⑴　（介護予防）認知症対応型共同生活介護

⑵　地域密着型特定施設入居者生活介護

⑶　地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

※　訪問系、通所系、多機能系サービスは対象外

４　理由

　　地域密着型サービスは、高齢者が要介護状態となっても、可能な限り住み慣れた自宅または地域で生活を継続できるようにするため、原則、事業所がある市町村の被保険者のみが利用できることとしている。

そのため、施設等への入居を目的とした転入は認められないことから、差別化を図るため、転入届出日からの経過期間と条件を設けるもの。